

1次審査

評価の着目点		配点	小計	評価方法
評価項目	判断基準			
管理技術者	実務経験年数	5		下記の順に評価する。 18年以上>17～13年>12～9年>8～5年>5年未満
	2011年(平成23年)4月1日以降に履行が完了した同種※1又は類似業務※2の実績(2件まで)	20		次の項目①～④ごとに下記の順に評価する。 ① 同種業務(訓練施設※3含む)>同種業務>類似業務 ② 5年以内>10年以内>15年以内 ③ 新築>増築>大規模改修 ④ 基本+実施設計>実施設計のみ>基本設計のみ
			25	なお、項目については①>②>③④の順に評価する。実績は2件まで評価する。
会社の評価	専門分野(意匠、構造、電気設備、機械設備、積算)の実施体制	5		各専門分野の実施体制について、下記の順に評価する。 全分野を1つの社または1つの企業体で実施>4分野を～>3分野を～>2分野を～>1分野を～
	本社又は本店の所在地 (単独企業にあっては当該企業に対する評価、共同企業体にあつては構成員のうち少なくとも1社に対する評価)	5		下記の順に評価する。 熊本市内>熊本県内>熊本県外
評価合計			35	

2次審査

評価の着目点		配点	小計	評価方法※4
評価項目	判断基準			
特定テーマ1 施設整備の基本方針4 (訓練棟)に関する考え方	①消防救助技術大会仕様、水難救助に対応した実践的訓練が可能な訓練施設	10		・訓練施設の整備に必要な考え方について、専門知識やノウハウを踏まえた提案か。 ・考え方は的確に与条件との整合が取れており、実現可能かつ妥当なものか。
	②災害時の受援対応が可能な訓練施設	10	20	・平時は実践的訓練を可能としつつ、災害時の受援機能を満たしているか。 ・考え方は的確に与条件との整合が取れており、実現可能かつ妥当なものか。
特定テーマ2 施設整備の基本方針2,5 (庁舎棟)に関する考え方	①様々な災害時にも機能を維持できるしくみを備える庁舎施設	10		・様々な災害への対策要求を満たすものか。 ・考え方は的確に与条件との整合が取れており、実現可能かつ妥当なものか。
	②必要な環境性能を有しつつ将来の改修コストを抑制できるしくみを備える庁舎施設	10	20	・環境性能を満たす考え方が実現可能かつ妥当なものか。 ・考え方は的確に与条件との整合が取れており、実現可能かつ妥当なものか。
特定テーマ3 整備スケジュール、関連業務との調整方法、DX化に関する考え方	①関連業務や本市関係者への確認期間も考慮した設計工程及び設計の各段階に応じた意思決定や手戻りの抑制を含む調整方法	10		・設計工程は関連業務を踏まえた内容であり、実現可能かつ妥当なものか ・調整方法は専門知識やノウハウを踏まえ妥当なものであるか。
	②本業務で取り組み可能かつ課題解決に有効と思われるBIMなどのDX手法の導入による設計業務効率化や具体的な利活用方法	10	20	・本業務の課題解決及び設計、工事、維持管理に有効なDX手法が示されているか ・導入により業務が効率化される具体的な提案内容となっているか
コスト抑制の工夫	基本計画の趣旨や特定テーマの提案内容を踏まえつつ、建築工事費(35.93億円)未満とする工夫	10		・基本計画の趣旨や特定テーマの提案内容を踏まえつつ、建築工事の概算事業費未満とする内容か。 ・工夫内容は実現可能かつ妥当なものか。
業務の理解度、取組意欲	業務内容の理解度、説明能力、質疑応答能力、積極性	5	15	・業務内容の理解度、説明能力、質疑応答能力が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。
評価合計			75	
合計			110	

※1 「同種業務」…消防組織法第10条第1項に規定する消防署。

※2 「類似業務」…公共建築設計者情報(PUBDIS)における施設用途分類のうち小分類が「保安防災施設」に相当するもの。

※3 「訓練施設」…消防署に備える訓練設備のうち、潜水ブール訓練設備を備えるもの。又は、次の訓練設備から4つ以上を備えるもの。

(「梯子登はん訓練設備」、「ロープ応用登はん訓練設備」、「ロープブリッジ渡過訓練」、「引揚救助訓練設備」、「屋内訓練設備(横杭・縦杭訓練)」、「屋内訓練設備(人命検索訓練)」、「斜面救助訓練設備」)

※4 2次審査について、A>B>C>D>Eの順に評価する。

A (特に優れている)	要件を満たしており、本市の期待を大きく上回るレベルの提案である。
B (優れている)	要件を満たしており、本市の期待を上回るレベルの提案である。
C (普通)	要件を満たしており、本市の期待するレベルの提案である。
D (やや不足している)	要件は満たしているが、本市の期待を下回るレベルの提案である。
E (不足している)	要件を満たしていない(提案がない場合を含む)。

※図面、パース等の表現については、大臣官房庁営繕部 平成30年4月2日事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に準ずるものとし、過度な表現とした場合は、関係する特定テーマの得点から減点とする。

※社名及び社名を類推できる表現とした場合は減点とする。